

《医療費を抑えるために》

高齢化の急速な進行や医療技術の高度化、生活習慣病の増加等により、医療費が増大する一方、景気低迷による所得の減少で保険税収入が伸び悩みなど、国民健康保険事業は厳しい状況のもとでの運営を余儀なくされています。この状況を改善するためには、増大する医療費を抑えていく必要がありますので、下記6つの点に心がけて医療費の節約に取り組みましょう。

- ①はしご受診はやめましょう！
- ②診療時間内にかかりましょう！
- ③かかりつけ医をもちましょう！
- ④お薬手帳を活用しましょう！
- ⑤ジェネリック医薬品への変更を考えてみましょう！
- ⑥年に一度は健康診断を受けましょう！

▼問

国保税について：税務課

課税グループ ☎62・81227
 FAX 62・51555
 医療費について：保健福祉課
 国保医療グループ ☎62・51110
 FAX 62・02020

新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免について

新型コロナウイルス感染症の影響により、次の要件を満たす方は、介護保

険料が減免になる可能性があります。
【介護保険料の減免の対象となる方】

- 1 新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡し、又は重篤な傷病を負った第1号被保険者
- 2 新型コロナウイルス感染症の影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる第1号被保険者

↓介護保険料を全額免除

↓**介護保険料の一部を減額**

・具体的な要件

- ・世帯の主たる生計維持者について
- （1）事業収入や給与収入などのいずれかが、前年に比べて10分の3以上減少する見込であること
- （2）収入減少が見込まれる所得以外の所得について、前年の合計所得が400万円以下であること

申請にあたっては、証明する書類（給与明細、事業帳簿など）が必要になります。

※詳細につきましては、役場ホームページもしくは税務課にお問合せください。

▼問

税務課 課税グループ
 ☎62・81227

令和2年度介護保険料の改定について

介護保険料は、市町村の介護保険事業計画に定める介護サービスの利用見込等に基づき、3年に一度改定されることになっています。平成30年度から令和2年度までの保険料は、すでに決定されていましたが、令和元年10月からの消費税増税に伴い、低所得者の方（第1段階から第3段階までの保険料を左図のとおり軽減します。

所得段階	対象となる方	令和元年度保険料(年額)	令和2年度保険料(年額)
第1段階	生活保護受給者。老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税	25,900円	20,700円
第2段階	本人が世帯全員が住民税非課税	本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	34,600円
第3段階		本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下	
第4段階	本人が住民税非課税	本人年金等収入と合計所得金額の合計が120万円を超える	48,400円
第5段階		本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円以下	
第6段階	本人が住民税課税	本人年金等収入と合計所得金額の合計が80万円を超え	変更なし
第7段階		合計所得金額が120万円未満	
第8段階		合計所得金額が120万円以上200万円未満	
第9段階		合計所得金額が200万円以上300万円未満	
		合計所得金額が300万円以上	117,500円

※第1号被保険者（65歳以上の方）の保険料は、基準日（4月1日又は資格取得日）現在の世帯の状況や、住民税課税の有無などをとくに、第1から第9まで段階が決められます。

《介護保険料の決定通知について》

（1）普通徴収（納付書払いや口座振替の方）の場合

年金特別徴収の要件に満たない方は、納付書又は口座振替により納付いただくこととなります。該当する場合は、7月に納入通知書を送付いたします。

※令和元年12月2日から令和2年2月1日まで第1号被保険者に該当した方（65歳に達する方や転入した方）↓令和2年8月年金から天引きが開始されますが、7月納付分（1期分）のみ、ご自身で納付する必要がありますので通知書をご確認願います。

（2）年金特別徴収（年金天引きの方）の場合

令和2年4月1日現在、第1号被保険者に該当し18万円以上の年金を受給されている方については、年金から天引きされます。4月から8月までの特別徴収金額（仮徴収分）は、前年中にお知らせしていますので、10月以降の年金特別徴収金額（本徴収）を8月に通知いたします。

▼問

介護保険料について：税務課
 課税グループ ☎62・81227
 FAX 62・51555
 介護サービスについて：保健福祉課
 介護保険グループ ☎62・31666
 FAX 62・56778